

川崎市民プラザ耐震対策等検討支援業務委託

募 集 要 領

(公募型プロポーザル)

令和5（2023）年8月

市民文化局市民生活部企画課

1 目的

川崎市の指定都市移行を記念して昭和 54 年に開館した川崎市民プラザは、開館より、財団法人川崎市指定都市記念事業公社が所有し、管理運営を行ってきたが、同公社の解散に伴い、「市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与する」ことを設置目的とした条例を制定し、平成 24 年 4 月から公の施設として、指定管理者制度を導入した管理運営を行っている。

令和 5 年 6 月に「公共建築物の耐震対策-市有 14 施設の耐震診断結果と今後の対応-」が公表され、川崎市民プラザについては、耐震補強等の耐震対策を速やかに実施する必要があるが、敷地形状や大型設備の存在等が、補強工事を行う上で支障となる可能性があることや、複数の棟で運営休止などの影響が及ぶ可能性があることから、耐震基本計画を策定し、工事の実現性について、施設運営への影響やコストをふまえ検討・整理している。

また、開館から 40 年以上が経過し、設備故障等による休館や機能の休止が発生していることから、行財政改革第 3 期プログラムにおいて、施設の老朽化を踏まえた今後の方向性の検討を行うとしている。

本委託業務は、そうした状況を踏まえ、耐震基本計画の策定等に係る各種業務支援を委託するものである。

2 件名

川崎市民プラザ耐震対策等検討支援業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

川崎市内ほか

5 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、提案者から提出された提案書類及び提案者から選考委員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

6 事業規模（事業概算額）

21,274,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）以下

7 プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和5年 8月 7日（月）
質問①受付開始	
参加意向申出書・実績表提出締切	令和5年 8月21日（月）午後5時まで ※郵送での提出の場合は午前中必着
質問①提出締切	令和5年 8月21日（月）
提案資格確認結果通知書等送付	令和5年 8月23日（水）
質問①回答送付	
質問②受付開始	
質問②提出締切	令和5年 8月29日（火）
質問②回答送付	令和5年 8月31日（木）
企画提案書等の提出締切	令和5年 9月13日（水）午後5時まで ※郵送での提出の場合は午前中必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和5年 9月15日（金） 予定
審査結果通知	令和5年 9月下旬以降 予定

8 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	市民文化局市民生活部企画課 功刀（くぬぎ）
所在地	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2 川崎フロンティアビル 9 階
電話番号	044-200-2153
電子メール	25kikaku@city.kawasaki.jp
受付時間	午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

9 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

ア 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（建設コンサル）に登録されている者。

※ただし、参加意向申出書（様式1）及び実績表（様式2）提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録されている者と同等に扱います。

イ 次の条件を全て満たしていること。

(ア) 過去10年以内に、元請として公共建築物の耐震診断または耐震補強設計・工事に携わった実績を有する者。

(イ) 管理技術者または作業技術者に建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置する業務実施体制の構築が可能である者。

- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (エ) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (オ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (カ) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (キ) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- (ク) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者。

10 参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望する応募者は、次により参加意向申出書等を提出しなければなりません。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 1 1-2 川崎フロンティアビル 9 階
市民文化局市民生活部企画課 功刀（くぬぎ）担当

電話番号 044-200-2153 電子メールアドレス 25kikaku@city.kawasaki.jp

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く）

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000152428.html>

(2) 提出書類

参加意向申出書（様式 1）

実績表（様式 2）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(4) 提出期限

令和 5（2023）年 8 月 21 日（月）※郵送での提出の場合は午前中必着

(5) 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書等を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認後、令和 5（2023）年 8 月 23 日（水）までに参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに、提案資格確認結果通知書（様式 4）を交付します。

(6) その他

参加意向申出書等を配布する際、併せて仕様書も配布します。

提案資格確認結果通知書を交付する際、併せて川崎市民プラザの各種図面及び耐震診断結果の概要を配布します。

11 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

提案資格確認結果通知書と併せて図面等を配布するため、計2回、質問を受け付けます。

質問は、質問書(様式3)の様式により電子メールで送付してください。

送信後に、担当部署に到達したことを確認してください。

電話・FAXでの質疑応答は行いませんので、ご注意ください。

(2) 受付期間

①令和5(2023)年8月7日(月)～21日(月)

②令和5(2023)年8月23日(水)～29日(火)

(3) 回答方法

質問者を含めた全ての提案資格確認者に対して、次の期日までに電子メールで回答します。

①令和5(2023)年8月23日(水)まで

②令和5(2023)年8月31日(木)まで

12 企画提案書等の提出

企画提案書等は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)【10部】

A4判縦横どちらでも可、表紙を除き8ページ以内で作成してください。提案書は具体的に記載するとともに、提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

(ア) 記載内容

a 耐震対策の検討に関する実施方針

このうち、次の項目については、考え方も記載すること。

- ・耐震対策の検討における課題や整理すべき事項について
- ・耐震補強工事の有効性について
- ・耐震補強工事の施工の実現性について
- ・耐震対策の検討に求められる専門知識について

b 耐震対策に関連する検討に関する実施方針

このうち、次の項目については、考え方も記載すること。

- ・施設の老朽化や機能整理の必要性等の現状課題とその対応について

c スケジュール

d 仕様書で定める以外の提案・企画・創意工夫を加えた点

- e 提案者概要（提案者の概要・主要業務実績等を記載）
- f 業務実施体制（組織体制、担当者のプロフィールや業務経歴、関連資格等を記載）

イ 見積書（任意様式）【1部】

ウ 会社概要書（任意様式）【10部】

(2) 提出書類の取り扱い

- (ア) 提出された企画提案書等は、返却しません。
- (イ) 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。
- (ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は補足資料を求めることがあります。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(4) 提出場所

10 (1) に同じ

(5) 提出期限

令和5（2023）年9月13日（水）※郵送での提出の場合は午前中必着

13 企画提案の辞退

参加加意向申出書等を提出した後に企画提案を辞退する場合は、提出期限までに持参又は郵送により辞退届（様式5）を提出してください。

(1) 提出期限

12 (5) に同じ

(2) 提出場所

10 (1) に同じ

14 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

事業者の特定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が事業概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割以上（全委員の評価点を平均化した点数）とし、基準点を越えた業者について適正と判断します。

各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

ア 「(2)企画力（耐震対策の検討）」の得点が高い提案を採用する。

- イ 「(3)企画力（耐震対策に関連する検討）」の得点が高い提案を採用する。
- ウ 「(4)実施体制・スケジュール」の得点が高い提案を採用する。
- エ 見積金額が低い提案を採用する。
- オ 上記ア、イ、ウ、エでも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する。

(2) 評価基準

評価項目	配点	評価点				
		良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
(1) 全体コンセプト ・ 市民プラザの経過や機能、施設目的等の理解	10	10	8	6	4	2
(2) 企画力（耐震対策の検討） ・ 検討における各種課題、整理すべき事項の理解 ・ 耐震補強工事手法の補強の有効性に関する考え方 ・ 耐震補強工事の施工の実現性に関する考え方 ・ 業務に必要な専門知識の有無	40	40	32	24	16	8
(3) 企画力（耐震対策に関連する検討） ・ 耐震対策に関連する現状課題の理解 ・ 現状課題への対応に関する考え方	20	20	16	12	8	4
(4) 実施体制・スケジュール ・ 臨機応変な対応に必要な実施体制の構築 ・ 遂行可能な業務スケジュールの提案	20	20	16	12	8	4
(5) プレゼンテーション	10	10	8	6	4	2
総合評価	100					

(3) プロポーザル評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和5（2023）年9月15日（金）（予定）

場所 川崎市役所会議室 ※時刻、場所等の詳細は各事業者へ別途通知いたします。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明10分、質疑応答10分程度とします。

ウ 実施方法等

(ア) プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

(イ) プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

※ パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。また、企画提案書の受付期間を

過ぎた後での資料の追加は不可とします。

(4) 選考結果の通知

選考結果については、令和5年9月下旬以降、すべての提案者へ、参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに結果通知書（様式6）を送付します。

(5) 実施結果

プロポーザルの実施結果について、終了後、川崎市ホームページで公表します。

15 契約手続等及びその他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 契約保証金は免除とします。
- (6) 業務の実施にあたっては、本事業の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (7) 川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>
- (8) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (9) 関連情報を入手するための窓口は、10(1)と同じです。
- (10) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。